

自治体が子どもの貧困調査を 実施することの意味 ：沖縄県調査も活用しながら

沖縄大学福祉文化学科教員
「なくそう！子どもの貧困」
全国ネットワーク世話人
山野良一

改正子どもの貧困対策法 と 基礎自治体

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

改正子供の貧困対策大綱 と 基礎自治体 (下線は山野)

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

子供の貧困対策大綱 と 基礎自治体 (下線は山野)

第6 施策の推進体制等

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

改正 子供の貧困対策大綱 に見る 子どもの貧困調査の意味(下線は山野)

第5 子供の貧困に関する調査研究等

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

…(略)…

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

まとめると、

- * 子どもの貧困の実態把握（その影響を含む）
- * 施策の効果、支援が確実に届いているかを把握

さらに、まとめると、（山野のアイデア）

- * 当該の地域社会が、子どもや子どもを育てる家族にとって生きやすい社会であるかを把握する。
⇒魅力的な地域社会にするための出発点

なぜ、基礎自治体による 子どもの貧困の実態把握が必要か(山野私見)

1. 貧困がどのように子どもたちに影響を与えているかを把握する必要性

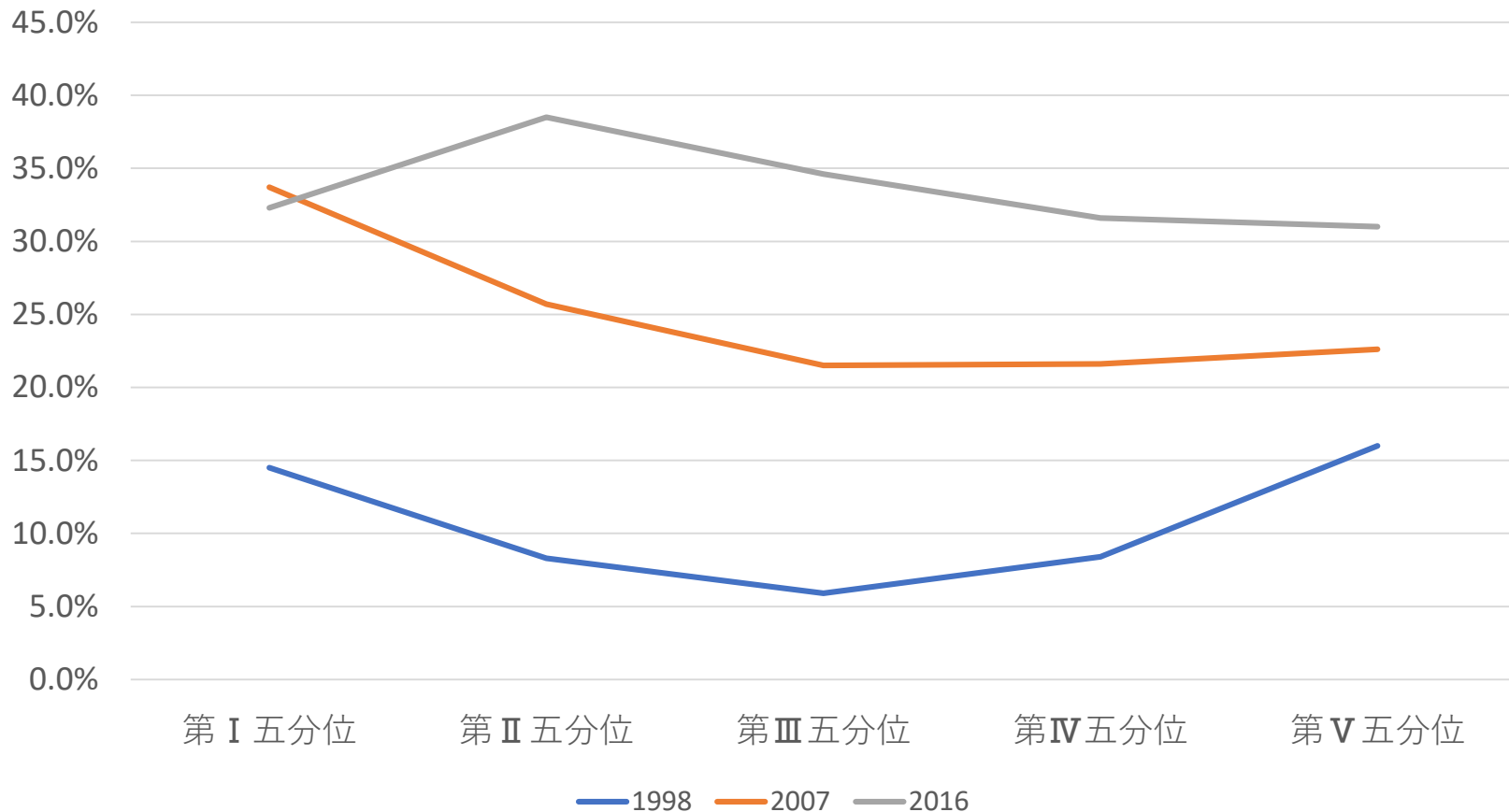
- * 子どもの貧困とは、経済状況や社会状況によって、子どもの権利保障、特に子どもたちそれぞれの発達や安定した生活保障の権利が侵害されること
⇒権利侵害の程度を把握する必要がある
- * 現代社会(小さな政府をめざす社会)では、子どもの貧困による子どもの権利侵害はより大きくなる可能性がある。
- * 子どもにとって、身近な自治体は子どもの権利保障の「プラットフォーム」であり、どのような権利侵害があるかを把握するべき
- * 身近な存在であるから、子どもの状態に敏感になれる。現場にいることの重要性

なぜ、自治体ごとに 施策の効果、支援が確実に届いているかを把握する必要があるか

2 施策の効果、支援が確実に届いているかを把握する必要性

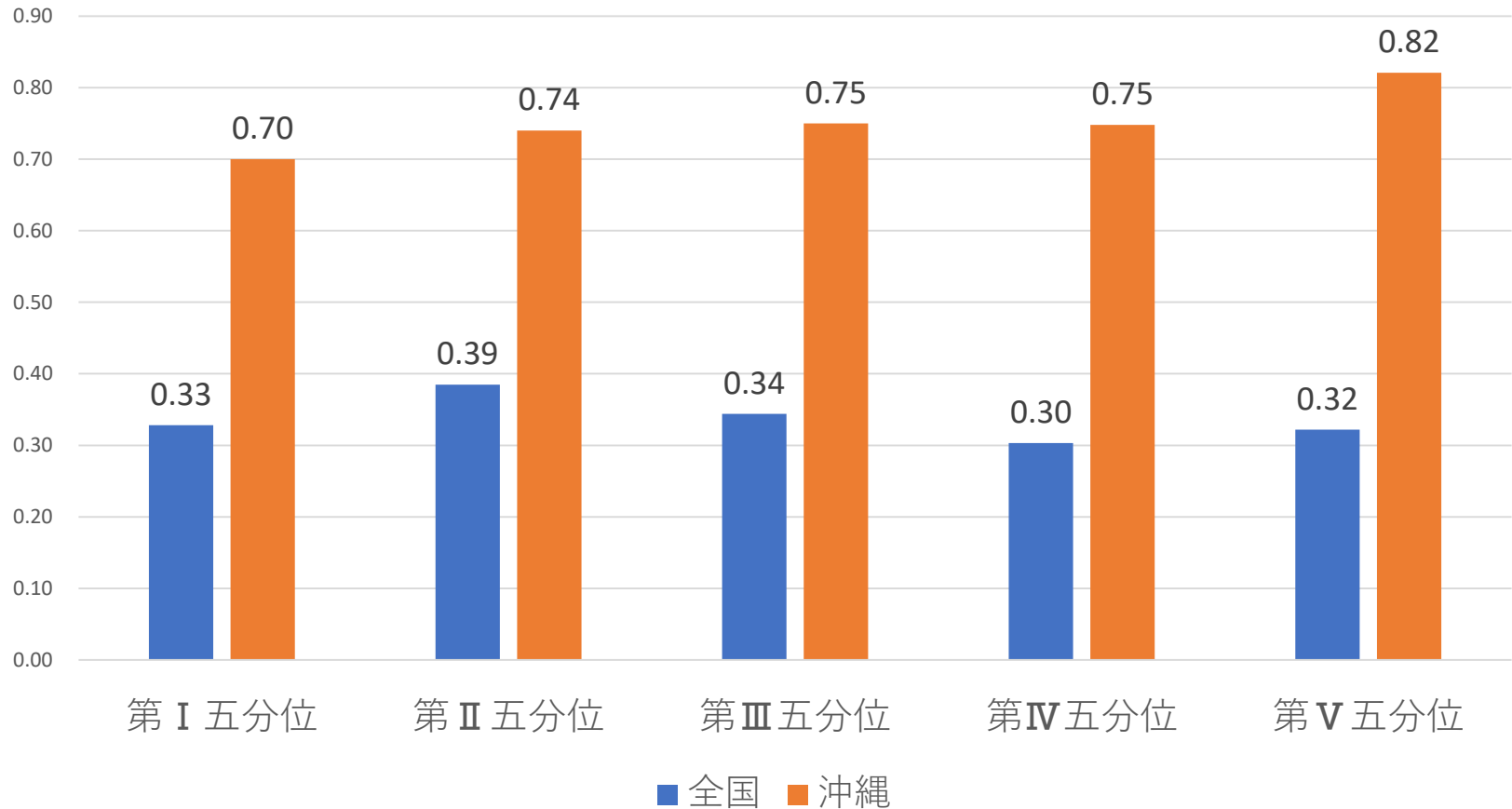
- * 貧困とは、世帯の所得の問題だけでなく、社会サービスの欠陥や欠如によるものと考えられる。
- * 情報の格差、社会関係資本(親族・地域・友人など)の格差の存在
- * 申請主義の問題性 → 社会サービスの利用格差
- * 地域(自治体)格差の存在。地方分権の進行に伴い、また自治体の財政状況によって、自治体ごとの施策の在り方は、異なりつつある。
- * 地方分権のありかたに問題を抱えている。行政サービスの削減を伴うもの。

保育の利用格差（全国・0-2歳児・2親世帯）



「国民生活基礎調査1998・2007・2016年」の個票データを用いて推計。本分析は、平成28年度科学研究費助成事業(基盤研究A)「子どもの貧困に関する総合的研究：貧困の世代的再生産の過程・構造の分析を通して」（研究代表者・松本伊智朗）のもとで、統計法第33条に基づき提供（厚生労働省発政統1016第3号）を受け山野個人が独自に行ったものである。厚生労働省が作成・公表している統計等とは異なる

保育利用の割合（二親世帯） 全国（0-2歳児）と沖縄県（1歳児）



全国については、前シートと同様。

沖縄県については、「沖縄県未就学児調査」のデータを山野が再分析した。

当該の地域社会が、子どもや子どもを育てる家族にとって 生きやすい社会であるかを把握する必要性

3. 魅力的な地域づくりの出発点

⇒地域づくりと子どもの貧困対策のつながり

- * 孤立と貧困の結びつきの存在
- * 子どもや家族の居場所の重要性
- * 地域の機関の連携ネットワークの重要性
⇒子どもや家族の生活実態把握もネットワークとして行う必要性

保護者の地域や友人とのネットワーク （「平成27年度沖縄県子どもの貧困実態調査中間報告」）

子育てのことで相談できる知人・友人：
「あまりいない」「まったくいない」割合

